

## 第一回埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

### 1 開催日時

平成28年9月2日(金) 午前10時30分頃～午前11時15分の間

### 2 開催場所

埼玉県県民健康センター大会議室A

### 3 出席者

別紙 特定地域協議会委員(出席表)の通り

### 4 開会及び資料確認等

尾崎会長が協議会の議長として議事を進行する前に、高原専務理事が司会を担当し、協議会構成委員の出席が過半数を超え協議会が適正に成立していることを報告し、次に、配布資料の確認、本協議会から新たに構成員に加わったタクシー4事業者

- ・ 飛鳥交通(株)「川野 繁」
- ・ 埼京タクシー(株)「藤田 茂」
- ・ (株)八千代交通「秋久保 透」
- ・ (株)平和自動車「町田 行雄」

の紹介、これまでの準特定地域と新に指定された特定地域との関係及び特定地域指定に伴う設置要綱改正の承認について説明した。

### 5 尾崎会長による議事進行

尾崎会長が、特定地域に指定された経緯等について説明し、議事進行した。

#### (1) 改正設置要綱内容の説明

高原専務理事が、資料3「県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正について」に基づいて説明した。

○ 尾崎会長が改正内容に関し質問等を求めたが、委員からの質問等なし。

#### (2) 高原専務理事による議決方法とタクシー事業者の合意状況の説明

高原専務理事が、現行の設置要綱第5条第10項(2)の内容について説明し、タクシー事業者の合意状況について

- ・ 法人、個人の全事業者2,650両の内2,238両。うち法人タクシーは、2,524両の内2,149両。個人タクシーは126両の内89両(合意率84%)
- ・ タクシー協会に加盟する事業者の保有車両数は、法人、個人の加盟全事業者2,318両の内2,238両。うち法人タクシーは2,193両の内2,149両。うち個人タクシー125両の内89両(合意率97%)

となり、それぞれ合意事業者が過半数を超える状況となる旨説明した。

#### (3) 他の委員に対する挙手による確認

尾崎会長が、設置要綱の改正の合意を挙手により求めたところ、他の委員全員が挙手し、原案のとおり承認された。

(4) 今後の特定地域協議会の進め方について

高原専務理事が、特定地域計画を策定するためには、設置要綱6条の「分科会」を活用して協議していくことが効率的であることから、分科会の設置、構成員の選定と分科会会長の指名及び分科会における協議の前提となる「供給輸送力の削減目標の設定」を本協議会で決める必要があることを事務局として提案した。

(5) 尾崎会長の判断

高原専務理事の事務局としての提案に対し、尾崎会長が分科会を設置する旨を設置要綱第6条第1項から第3項の規定に基づいて判断し、分科会の構成員は、タクシー事業者の区分で参画している委員、労働組合等の区分で参加している委員、行政である埼玉運輸支局員にも各種データを提供する意味等からもオブザーバーとして出席をいただくこととした。

分科会の会長は協議会の事務局長である小谷氏とし、供給輸送力の削減目標の設定については、オブザーバーの埼玉運輸支局に説明を求めた。

(6) 柳瀬首席運輸企画専門官の説明

資料4「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」、資料5「特定地域計画の認可基準について」、資料6「特定地域における適正と考えられる車両数について」に基づき、柳瀬主席が説明した。

(7) 尾崎会長による提言

尾崎会長は供給輸送力の削減目標値について、「適正車両数の上限値に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、削減すべき供給輸送力が定められているもの」と規定されているところから、適正車両数の上限値を目標とする旨の提言をした。

「佐野 委員」からの意見要旨(同趣旨の発言が同人から複数回あり)

削減目標値を今ここで決めるのではなく、分科会において活発な意見を出した上で目標を策定するのが良いと思う。県南中央交通圏の地域としての特性、色々の問題を洗い出したうえで数値を決めるべきである。協議会で目標を決められれば、どうしてもそれに合わせなければならなくなる。

適正と考えられる車両数は尊重すべきではあるが、それが目標となるのは違和感がある。その尊重すべき数値が分科会の協議で一致するのであればそれはそれがかまわないと考える。

「柳瀬 首席」説明要旨

会長の方から分科会に対して、こう云う事を決めてもらいたいと内容を示す必要がある。目標値を定める必要性があると云うことになっているので、分科会で何を考えなければならないか議長から示すことは問題ない。

分科会ではこういう意見になりましたと回答してもかまわない。

「尾崎会長」

当協議会の供給輸送力の削減目標は、適正車両数の上限値を目途とする旨の発言をした。

(8) 議題その他

分科会の会長に指名された小谷事務局長が、設置要綱の改正が承認されたこと。供給削減目標値も定まったこと及び分科会を活用して協議して行く方針が打ち出されたことを踏まえ、今後、分科会の特性である機動性を発揮し、専門的な立場から協議・検討を重ね、延滞なく特定地域計画案をまとめ、供給過剰状態の解消と少子・高齢化社会の急速な進展の中における利用者ニーズの多様化等に対応し、タクシーが地域の公共交通としての機能を十分果たすよう努めて行く旨コメントした。